

# 保守サービス利用規約

## 第1章 総則

### 第1条(本規約の目的)

本規約は、提供区域(以下第5条に定義します。)において PicoCELA 株式会社(以下「当社」といいます。)の提供する本件機器(以下第5条に定義します。)の保守業務(以下「本サービス」といいます。)の利用条件等について定めるものとします。当社は、本販売店(以下第5条に定義します。)に対し、本サービスを提供します。

### 第2条(本規約の適用)

1. 当社は、本規約に定める条件に従って、本サービスの提供を行い、本販売店は、本規約に定める条件に従って、これを利用するものとします。
2. 本規約は、本サービスに関する契約(以下「個別契約」といいます。)に適用し、当社及び本販売店は、本規約及び個別契約を遵守します。但し、個別契約の条項と本規約の条項とが抵触するときは、本規約に定めがない限り、本規約の条項を優先して適用します。

### 第3条(本規約の変更)

1. 当社は、本規約の各条項その他の条件について、本販売店の事前の承諾を得ることなく、当社が合理的と判断する予告期間を設けた上、当社所定のウェブページへの掲載による公表、又はその他相当の方法により本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を本販売店に周知することにより、本規約を随時変更できるものとします。
2. 前項の変更は、前項の公表等の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

### 第4条(個別契約)

1. 本サービスの対象となる本件機器(本件機器名、シリアルナンバー)、保守業務のタイプ、当社の行う本サービス、年数及び料金等は、本規約に定めるものを除き、個別契約にて別途定めます。
2. 個別契約は、本販売店が、本サービスの対象となる本件機器(本件機器名、シリアルナンバー)、保守業務のタイプ、当社の行う業務(以下、「本件業務」といいます。)、年数及び料金等、当社が指定した事項を明示した所定の書面により当社に発注し、当社が所定の注文請書を本販売店に対し送付し本販売店に到達した時に成立します。
3. 当社及び本販売店は、必要と認めるときは、協議のうえ個別契約の内容を変更することができます。

### 第5条(用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 利用契約: 本規約及び保守申込書に基づき本販売店との間で締結される契約
- (2) 本件機器: 本規約における当社から本販売店に売却された当社の製品で、当社及び本販売店がその都度個別契約で合意するもの
- (3) 本販売店: 本サービス利用の申込みを行った販売店
- (4) 引取修理: 本販売店が修理依頼品である本件機器を当社の指定場所へ送付し、当社が本件機器に対し保守作業をした後、当社が当該作業完了後本件機器を本販売店へ返送する修理サービス
- (5) 交換修理: 当社が、本販売店に対し、本件機器の代替機器を先に提供し、本販売店が修理依頼品を後日返送する修理サービス
- (6) 提供区域: 当社が本販売店に対し、本サービスを提供する区域

## 第2章 サービス

### 第6条(保守内容及び料金)

1. 本販売店は、本件機器に対し、個別契約で合意した保守料金を支払います。
2. 個別契約に記載する保守期間の年数の開始日は、本件機器について保守サービス申込日(以下、「保守期間開始日」といいます。)とします。
3. 保守期間満了期日の2ヵ月前までに本販売店から申し出があり、且つ、延長保守料金を当該期間満了までに本販売店が当社に対し支払うことで、保守期間を延長することができます。
4. 交換修理で代替機器提供後の1ヵ月以内に修理依頼品の返送がない場合、当社は本販売店に対して、新品購入相当額の料金を請求します。本販売店からの返送がない場合には本販売店が、支払いの責任を追います。
5. 本件機器での修理または交換ができない場合は、保証対象本件機器と同等またはそれ以上の性能を有する他の機器と交換させていただく場合があります。

#### 第7条 (保守成果物の納入)

1. 当社は、本販売店に対し、本件業務により作成された保守成果物を、本件業務完了後速やかに納入します。
2. 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、当社は、本販売店に対し保守成果物の納入を留保することができます。
  - (1) 本販売店より当該業務遂行に必要な資料、情報、機器等(以下、「資料等」といいます。)の提供がなされない又は資料等の遅延及び誤りのため当該業務の進捗に支障が生じたとき
  - (2) 保守仕様の変更その他当該業務内容に変更があったとき
  - (3) 天災その他不可抗力により納入期限までに保守成果物を納入することが困難になったとき

#### 第8条 (保守成果物の検査)

1. 本販売店は、本件業務の保守成果物の納入がなされた日から5営業日以内に、検査を行い、過誤その他の瑕疵があったときは直ちに当社に通知します。
2. 前項の検査期間中に本販売店から通知がなされないときは、当該保守成果物は本条第1項所定の検査に合格したものとみなします。本販売店が、正当な理由なく保守成果物の受領を拒否し、当社が本販売店へ当該成果物納入のため提供した日から本条第1項の期間を経過したときも同様とします。

#### 第9条 (適用除外)

以下に掲げる事項は、本件業務には含まれないものとします。本販売店が、本件機器について下記事項のいずれかの作業を希望する場合には、両当事者が別途費用等必要条件について協議し合意するものとします。

- (1) 天災地変、火災、風水害等の不可抗力による損害の修理工事
- (2) 機器使用法変更による改造、組替え及び調整作業
- (3) 取扱、環境条件など不適当な使用に起因する損害の修理作業
- (4) 当社の承認なしに、当社以外の技術員によって行われた点検、改造、又は移転作業によって生じた損傷の修復作業
- (5) 当社以外が独自に作成したプログラムに起因する事故の調査
- (6) 当社の提供によらない補助部品、付属品等の修復、調整作業
- (7) 不良原因の解析
- (8) 本件機器の EOL(販売やサポート、部品の生産などが行われなくなる時)以降
- (9) その他、本件業務が認められない事由が発見された場合

#### 第10条 (契約の解除)

1. 両当事者は、相手方が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、ただちに本規約及び個別契約の全部又は一部を解除することができます。
  - (1) 本規約又は個別契約の規定の一つにでも違背し、相手方から相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、期間内にその違背を是正できなかつたとき
  - (2) 正当な事由なく期間内に本規約又は個別契約に基づく債務を履行する見込みがないとき
  - (3) 天災地変その他不可抗力により本規約又は個別契約に基づく債務の履行が困難となったとき
  - (4) 支払い停止若しくは支払い不能の状態に陥ったとき、又は振出した手形又は小切手が、不渡処分を受けたとき
  - (5) 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立を受けたとき、租税滞納処分を受けたとき、破産、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立があったとき又はこれらと同様のおそれが生じたとき
  - (6) 監督官庁より営業の取消し又は停止等の処分を受けたとき
  - (7) 相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
  - (8) その他、本規約を継続できないと認められる相当の事由があるとき
2. 両当事者は、前項第4号から第6号までに該当するとき等の経営状態に著しい変動を来したとき又は来たすおそれのあるときは、遅滞なく相手方に通知します。
3. 両当事者は、相手方が第1項各号(第3号を除く)に掲げる事項のいずれかに該当したことにより損害を被った場合には、その損害の賠償を相手方に請求できるものとします。なお、その場合の賠償額は、両当事者協議のうえ決定します。

#### 第11条(本サービスの変更及び廃止)

1. 当社は、本サービスの一部又は全部を何時でも変更又は廃止できる権利を有します。
2. 本サービスの一部又は全部を廃止する場合、本販売店に対して当社は事前に通知を行います。但し、本サービスの全部を廃止する場合には、3か月以上前に通知するものとします。通知方法は当社が選択し、通知の発信によりその効力が生ずるものとします。
3. 本条に定める手続に従って通知がなされたときは、当社は本サービスの廃止の結果について、何ら責任を負いません。

### 第3章 利用料金

#### 第12条(本サービスの利用料金)

本サービスの利用料金(引取修理・交換修理の保守料金等を含む)は第4条第1項の記載によるものとします。

#### 第13条(利用料金の支払義務)

1. 本販売店は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間(以下「利用期間」といいます。)について、前条に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。
2. 利用期間において、本サービスの提供の停止、中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、本販売店は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。
3. 当社は、本販売店が支払った利用料金を、いかなる事由によっても、返還しないものとします。

#### 第14条(支払方法)

本販売店は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、当社又は本販売店からの請求書に従い当月末締翌月末までに全額を当社は個別契約締結月の月末までに請求書を送付し、本販売店は翌月の末日までに、当社が指定する金融機関に支払うものとします。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用は、本販売店の負担とします。

#### 第15条(遅延利息)

本販売店が、本サービスの利用料金の支払いを所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、本販売店は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

#### 第16条(契約期間)

本規約の有効期間は、保守サービス申込日から各本件機器の保守期間が満了するまでとします。

### 第4章 本販売店の義務等

#### 第17条(自己責任の原則)

1. 本販売店は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の主張がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。
2. 本販売店は、本販売店がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

#### 第18条(保守窓口等)

1. 当社は、本条の定めに基づき、本販売店からの受付に限り、保守窓口対応を行います。
2. 保守の受付を行う時間は、当社規定の営業日の午前10時から午後5時30分までとします。
3. 保守の受付は、当社の指定する申込フォームに対するメールによる手段に限りま。

#### 第19条(禁止行為)

本販売店は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為又はそのおそれがある行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のお客様の利用を妨害する行為
- (4) 当社又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (5) コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報により支障を与える等の行為
- (6) 本サービスの提供を妨害する行為
- (7) 当社、他のお客様はその他の第三者に不利益、損害及び不快感を与える行為
- (8) 反社会的勢力等への利益供与行為
- (9) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- (10) その他、当社が不適切と判断する行為

### 第5章 当社の義務等

#### 第20条(顧客情報の管理)

1. 当社は、本サービスの提供に伴って知り得た本販売店の業務情報、個人情報、及びその他の関連する情報（以下「顧客情報」といいます。）を本サービス提供の目的以外で利用しないものとします。また、当社は、顧客情報を、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危険から保護するための合理的な安全保護措置を施し、厳重に管理するものとします。
2. 業務情報とは、本サービスでデータとして登録された情報のうち、業務に関する情報に係ると考えられる重要情報をいうものとします。

#### 第21条(個人情報の管理)

1. 当社は、顧客情報に情報個人情報が含まれていた場合、個人情報保護法その他の関連法令を遵守するものとします。なお、当社における個人情報の取り扱いについては、別途定める当社プライバシーポリシー (<http://www.picocela.com/about/privacy.html>) によるものとします。
2. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

#### 第22条(本サービス等の改訂)

当社は、当社の裁量により本サービスの改定等を行う場合があります。

#### 第23条(侵害の場合の責任)

本サービスの利用に関して、第三者から本販売店に対してクレーム、その他の請求が発生した場合、本販売店は直ちに当社に書面で通知するものとし、当社はその責任と負担においてかかるクレーム等を処理するものとします。但し、かかるクレーム等の発生が本販売店自身の責めに帰すべき事由に基づく場合及び本販売店が当社にクレーム等の発生を速やかに通知しない等の事由により当社が適切な防御を行う機会を逸することになった場合は、この限りではありません。

#### 第24条(再委託)

当社は、本件業務の全部若しくは一部を本販売店の承諾なしに、第三者に再委託することができるものとします。但し、その場合、当社は責任をもって委託先を管理するものとします。

### 第6章 損害賠償

#### 第25条 (責任の範囲)

1. 本販売店は、当社の本規約の履行に関し、当社に対し当社の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、本規約第6条第1項に基づき本販売店が当社に支払った金額を上限として損害賠償請求ができます。
2. 前号の請求は、本件プログラムの保守完了の検査合格日から10営業日以内に行われなければ、請求権を行使することができません。
3. 当社の損害賠償責任は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不当行為その他請求原因のいかんにかかわらず、本規約に定める本サービスの料金を限度とします。

#### 第26条(不可抗力)

当社は、天災、法令、官公庁による指導、その他の不可抗力によって本サービスの履行が妨げられた場合には、本規約の他の一切の規定に関わらず、かかる不可抗力によって本販売店に生じた損害について一切の責任を負担しません。

### 第7章 雑則

#### 第27条 (秘密保持)

1. 両当事者は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本規約に関連して知り得た技術上または営業上その他一切の情報のうち、相手方から「秘密」である旨表示された情報もしくは秘密である旨を告知されたうえで口頭、その他の方法により開示された情報であって、かかる口頭による開示後10日以内に当該情報の内容が秘密である旨書面で特定された情報(以下「秘密情報」という。)を第三者(各当事者の親会社、子会社および関連会社を含む)に開示または漏洩してはなりません。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する情報については秘密情報として取り扱わないものとします。
  - (1) 開示の時点ですでに保有しているもの。
  - (2) 本規約に違反することなく、開示の時点で公知のものおよび開示を受けた後に公知となったもの。
  - (3) 開示の有無にかかわらず独自に開発したもの。
  - (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手したもの。
3. 本条第1項の定めにかかわらず、両当事者は、法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指導等に基づき裁判所または行政庁から開第6章損害賠償示を要求された場合には、相手方の秘密情報を当該裁判所または行政庁に開示、提供できるものとします。ただし、これらの事由が生じた場合、各当事者は相手方に対してすみやかに通知するものとします。
4. 両当事者は、相手方から開示された秘密情報を本規約の履行目的以外で使用してはならないとともに、相手方の書面による事前の承諾なしに、秘密情報を本規約の履行目的以外で複製または変更してはなりません。
5. 両当事者は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を厳重に管理するとともに、本規約に関連する業務に従事する者に対して、本条

の秘密保持義務を遵守させるものとします。

6. 両当事者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方から受領した秘密情報を当該相手方に返却、または自己にて廃棄もしくは削除するものとします。
  - (1) 当該秘密情報に関わる個別契約が全て終了したとき。
  - (2) 相手方が返還を求めたとき。
7. 本条の秘密保持義務は、本個別契約終了後3年間効力を有します。

#### 第28条(保守部分の権利帰属)

保守成果物中、同種のプログラム乃至機器に共通して利用されるルーチン、モジュール、技術思想(当社が従来より権利を有していたものと及び新たに作成されたものを含みます。)については当社に留保されるものとし、その他については、両当事者協議して決定した範囲内でこれらを利用できます。

#### 第29条(反社会的勢力の排除)

1. 本販売店は、当社に対し、以下の事実がないことを表明し、保証するものとします。
  - (1) 自己及びそれらの役員が、次のいずれかに該当すること
    - (ア) 暴力団
    - (イ) 暴力団員
    - (ウ) 暴力団準構成員
    - (エ) 暴力団関連企業
    - (オ) 総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
    - (カ) その他上記(ア)から(オ)に準ずる者
  - (2) 自己及びそれらの役員が、自己又は第三者を利用して、以下のいずれかの行為をしたことがあること
    - (ア) 暴力的な要求行為
    - (イ) 法的責任を超えた不当な要求
    - (ウ) 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - (エ) 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
    - (オ) その他上記(ア)から(エ)に準ずる行為
2. 当社は、本販売店が前項各号の一に該当し、本サービスの提供を維持することが不適切である場合には、本サービスの提供の全部を停止又は中止することができるものとします。
3. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止又は中止した場合、本販売店に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。
4. 当社が本条第2項の規定により本サービスの提供を停止又は中止した結果、自身に損害が生じた場合には、本販売店に対して損害賠償を請求することができるものとします。

#### 第30条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項の全部又は一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約における残りの条項、及び条項の一部が無効又は執行不能と判断された場合の当該条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第31条(協議)

本規約の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、又は本規約に定めのない事項が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

#### 第32条(準拠法及び裁判管轄)

本規約は、日本法を準拠法とし、同法に基づき解釈されるものとします。また、本サービス又は本規約に関する当社と本販売店の間の紛争は、東京地方裁判所(本庁)を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上